

参考5 学校における「合理的配慮」の観点 (チェックリスト)

本ガイドラインでは、文部科学省が示す学校における「合理的配慮」の観点（3観点11項目）を踏まえて、各障害種に応じた「合理的配慮」を例示しています。

学校・園で合理的配慮を提供する際の参考としてご活用ください。

なお、「合理的配慮」は、個別の状況に応じて提供されるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることに留意してください。

<文部科学省が示す「合理的配慮」の観点（3観点11項目）>

学校における合理的配慮の観点

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

障害種別の具体例 [視覚障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外の教育活動を行う際に、必要に応じて遮光眼鏡の装用を指導するとともに、習慣化を図る。 ○ 黒板は白と黄色の文字を主体とする。 ○ 弱視レンズ等の効果的な活用や、見えやすい環境を自ら整えることについて指導する。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲の状況等を丁寧に説明する。 ○ 複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長を行う。 ○ 「観察」では、必要に応じて対象物に近づくことや触感覚の併用の機会を設定する。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の視覚機能に応じてICT機器の活用を図り、画面の拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等による情報保障を図る。 ○ 耳で聞くことで理解できるよう、説明を工夫する。 ○ 拡大コピーや拡大文字を用いた資料、模型、写真等を教材として利用する。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読み上げや拡大などICT機器の機能を活用して、言葉の概念などを身に付けやすくする。 ○ 概念形成の難しさを補うために実物や模型に触る等の主体的な学習活動を多く設ける。 ○ 気付きにくい事柄や理解しにくい事柄の状況を説明する。 ○ 学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 身の回りの状況が分かりやすい校内環境作りを図り、見えにくい場合には気がねなく尋ねられるような雰囲気を作る。 ○ 自分の見え方や見えにくさについて学び、保有している視覚機能を維持・管理できるように支援する。 ○ 視覚に障害がある子どもや視覚障害者との交流の場を設けるとともに、市内で行われる余暇活動や福祉サービスについて情報提供を図る。 	

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北九州視覚特別支援学校が実施している教育相談について保護者に情報提供する。 ○ 教職員が教材や指導法等に係る専門的な助言を必要に応じて得られるよう、専門機関等との日常的な連携を図り、適切な合理的配慮の提供につなげる。 ○ 眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、周囲の子どもや市民等の理解促進に活用する。 ○ 点字図書館などの地域資源の活用を図る。 	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ その子どもの見え方や障害に起因する課題について疑似体験できるような場や使用する視覚補助具・教材について知る機会を設けることにより、授業・研修・家庭教育学級などを通じて障害特性等への理解を促進し、その子どもの心理的な不安やストレスの軽減につなげる。 	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。 ○ 災害時のラジオ放送資料や点字資料などを活用し、子どもの発達段階に応じて災害時の対応や避難について理解できるよう指導する。 ○ 緊急時に、その子どもに対して、誰がどのような安全確保を行うのかを校内で検討し、教職員はもちろん、保護者や周囲の子どもにも十分に説明しておく。 ○ 避難後に必要な支援の一覧表を作成し、避難後に必要となる支援体制を整備する。 	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内の危険箇所を保護者や本人と確認し、移動や活動の際の安全を確保できるよう、目印の大きさや手すりの位置を本人に合わせて整える。 ○ 廊下等も含めて、校内の十分な明るさを確保する。 ○ 色の判別を要する表示を用いる場合は、識別しやすい配色で構成し、アンダーラインや囲み文字などの色以外の情報も加える工夫をする。 	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ まぶしさの調整のためのブラインド、カーテン、スタンドを用意する。 ○ 必要に応じて拡大読書機を設置する。 ○ 黒板の明るさが均一になるように照明を工夫する。 	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路に本人に応じた分かりやすい目印を設置する。 ○ 避難経路や避難時の注意事項について表示する際は、文字の色などを工夫し、見やすくする。 	

障害種別の具体例 [聴覚障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「3月3日(耳の日)」「6月6日(補聴器の日)」に、聴力レベルや補聴器の効果についての指導を行い、自己管理能力を身に付けられるようにする。 ○ 補聴器等の効果的な活用についての指導を行う。 ○ 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振りや簡単な手話等)について学ぶ機会を設定する。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語の学習やヒアリング試験等における音質・音量調整や学習室の変更、文字による代替問題の用意などを行う。 ○ 球技などの運動競技での音による合図を手旗やホワイトボードなどで視覚的に示す。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 話しかけるときは、口形をはっきりさせる。 ○ 座席の位置や話者の音量に配慮する。 ○ 必要に応じて字幕を付ける、内容を印刷して渡すなどの配慮を行う。 ○ 使用済みのテニスボールをカットしたもの等を活用し、机・椅子のノイズ軽減を図る。 ○ 必要に応じて防音設備の整った指導室やFM式補聴器等を使用する。 ○ 分かりやすい板書、音読箇所のみ明示など、聞こえにくさに応じた視覚的な情報を提供する。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 話合いの内容を書いて提示する。 ○ 言語経験が少ないことを背景として、体験や言葉の結び付きが弱いことを補うための指導を行う。特に慣用句のように、言葉の表記と意味が異なるものの指導等を十分に行う。 ○ 日常生活で必要とされる様々なルールや常識等について学ぶ機会を確保する。 ○ 実際の場面を設定し、体験の機会を設ける。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 情報が入らないことによる孤立感を感じさせないなど、学校全体や学級の雰囲気作りを図る。 ○ 自分の聞こえ方や聞こえにくさについて学び、保有している聴覚機能を維持・管理できるように支援する。 ○ 聴覚障害の子ども同士の交流や友達関係を広げる機会を設ける。そのような機会について情報提供を行う。 	

参考5 学校における「合理的配慮」の観点 (チェックリスト)

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用し、状態に応じた適切な支援につなげる。 ○ 耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による理解促進のための学習会や子どものための交流会を設定し、専門的な見地に基づくサポートを得やすくする。 	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に対し、家庭教育学級等を通じて、教室内のノイズの消音効果について説明し、協力を得る。 ○ 使用する補聴器等や多様なコミュニケーション手段について、周囲の子ども、教職員、保護者の理解促進を図る。また、必要な支援を得やすいような環境づくりにも努める。 	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示や誘導の際に使用するイラストボードを作成し、交流に行く教室にも常備する。 ○ 放送等による避難指示を聞き取ることができない子どもに対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。 ○ 避難後に必要な支援の一覧表を作成し、避難後に必要となる支援体制を整備する。 	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル教科書やICT機器内を使用しやすいネットワーク環境を整備する。 ○ 教室等に字幕放送受信システムを整備する。 ○ 放送等の音声情報を視覚的に受容することができるシステムを構築する。 	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノイズの消音効果を高めるため、じゅうたん・畳の指導室を確保する。 ○ 行事の進行次第や挨拶文、劇の台詞等を文字で表示する。 ○ 教室等の聞こえの環境を整備する。 	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室内にパトライトを設置し、防災ベルと連動させて、緊急情報が視覚的に得られるようにする。 	

障害種別の具体例 [知的障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物や公共の交通機関の利用などの直接的な体験や、動画の視聴による間接的な体験の機会を増やす。 ○ できるだけ実生活につながるような技術や態度を身に付けられるよう、実社会生活上の規範やルールの理解の促進につながるように配慮する。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的・基本的な内容を重視し、焦点化された教育課程を編成する。 ○ 体験活動を通して、言葉の意味などを確実に理解できるようにする。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材の文字の拡大、読み仮名の付加 ○ 曖昧な表現を避け、具体的かつ端的な説明に努める。 ○ 文の長さを調整するなど、話し方を工夫する。 ○ 動作化や視覚化 ○ 必要に応じて、絵カードや文字カード、数え棒、ICT機器等を活用する。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年(学部)・学校単位で系統的な学習を行う。 ○ 図や写真を活用した日課表や活動予定表等により、自主的に判断し、見通しをもって活動できるようにする。 ○ 調理実習や宿泊学習などについては、安全面に十分に配慮し、本人の能力に応じた体験の確保を図る。また、将来の自立した生活を見据えた取組をする。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 音声言語による円滑なコミュニケーションが図れない場合は、身振り・手振り・顔の表情等により、意思の疎通が図れるように配慮する。 ○ 学級集団の一員として所属意識がもてるように、学級全体で取り組むことができる活動を取り入れる。 ○ 自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る(宿泊学習や修学旅行では、仲のよい友達の近くにするなど)。 	

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門医・専門家等との連携を図り、専門的な見地に基づいた適切な支援につなげる。 ○ 小・中学校の通常の学級では、特別支援教育相談センターの巡回相談・教育相談、特別支援学校のセンター的機能を活用し、日常的な指導・支援に生かす。 ○ 必要に応じて、医療機関との連携を図る(てんかん等への対応など)。 	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事や通信等の機会を活用して、その子どもの障害特性や「交流及び共同学習」の目的等について説明し、通常の学級と交流を行う意義について理解を図る。 ○ 子どもの実態を踏まえながら、「交流及び共同学習」を計画的・継続的・系統的に実施する。 ○ 障害の特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子ども等や教職員、保護者の理解促進に努める。 	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導のための案内表示板は、視覚に訴えるデザインで構成したり、シンボル化したりする。 ○ サイレンや大きな叫び声などに対して過敏に反応する子どもには、可能な限り複数名で支援を行う。 ○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず、混乱してパニックにならないよう、定期的に避難誘導のための校内体制を確認する。 ○ 心理的な不安を和らげるため、本人の好きな動物のぬいぐるみなどを用意しておく。 ○ 簡潔な表現かつ絵や写真の入った対応マニュアルを作成し、とるべき行動を時系列で示し、本人が主体的に動けるようにする。 	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示物や案内板の色・形・大きさ・位置等に配慮し、必要に応じて写真等を添付する。 ○ 教室や廊下、昇降口等の広さや段差に配慮する。 ○ 自主的な移動ができるよう、目的の場所や動線が視覚的に捉えられるようにする。 	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教室の入り口に活動内容を示す絵を貼ったり、立ち入り禁止区域にカラーテープを貼ったりする(場合によってはコーンを立てて、入ってはいけないことを示す)。 ○ 安全点検の際にシミュレーションを行い、不測の事態の回避につなげる。 ○ 必要に応じて、生活体験(買い物、洗たく物たみなど)ができる場を用意する。 	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水や緊急時用食料、毛布、懐中電灯、バッテリーなどを確保し、心理的な不安の解消につなげる。 	

障害種別の具体例 [肢体不自由]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体に障害があっても使える道具や教材を準備する。 ○ 掲示物などは車いすの目線に合わせる。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習の内容によって、書く時間を延長する。 ○ 書字が難しい場合には、書く量の軽減を図る。 ○ 体育等での運動の内容や理科、技術・家庭科等における実習内容の変更を行う。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文字盤や音声出力型の機器等の活用により、コミュニケーションを支援する。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい単元に入る前に、新出の語句や未経験と思われる活動のリスト等を示し、予習できるようにする。 ○ 車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるように、花壇の位置や作業する際の机やテーブルの高さを調整する。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 体育の時間において、膝や肘のサポーターを使用する。 ○ 長距離の移動時には、介助者を確保する。 ○ 車いす使用時に必要な姿勢の変換、及びそのためのスペースを確保する。 ○ 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等に配慮する。 ○ 自分の動き方や動きにくさについて学び、保有している身体機能を維持・管理できるように支援する。 	

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校のセンター的機能を活用して、日々の指導・支援に生かす。 ○ 主治医や専門家からの指導助言を個別の教育支援計画等に明記し、指導や配慮の充実につなげる。 ○ 体育担当教職員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチーム等、教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討するための校内支援体制を整える。 ○ 必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の指導助言を活用し、適切な支援につなげる。 ○ 医療的ケアが必要な場合には、主治医、看護師等の医療関係者との連携を図り、日常的な支援に生かす。 	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて知る機会を設けることにより、授業・研修・家庭教育学級などを通じて障害特性等への理解を促進し、その子どもの心理的な不安やストレスの軽減につなげる。 	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難後に必要な支援の一覧表を作成し、避難後に必要となる支援体制を整備する。 ○ 移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制を整備する。 ○ 車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法を、保護者や本人も交えて検討する。 	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 段差の解消を図る。 ○ スロープや手すり、開き戸や自動ドア、エレベーター、障害者用トイレ等の設置を進め、使用しやすいよう周囲の状況を整備する。 ○ 教室内や廊下の備品等の配置を工夫し、車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるよう配慮する。 	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内の施設や設備を保護者や本人と確認し、主体的に活動できるよう、レバーや水栓の位置や種類を本人に合わせて整える。 ○ 姿勢の変換や休憩のための空間を確保する。 ○ 安全点検の際にシミュレーションを行い、不測の事態の回避につなげる。 	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の状態に合わせ、車いすや担架、非常用電源や手動で使える機器等を用意する。 ○ 移動の困難さに応じた避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。 	

障害種別の具体例 [病弱]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観点	内容	具体例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、薬の副作用の理解とその対応について主治医と連携して指導する。 ○ 病状に応じて休憩などを計画的に取り入れる。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて主治医と連携し、学校生活管理指導表などに基づいた学習内容の変更や調整を行う。 ○ 習熟度や入院等による学習空白に応じた教材を準備する。 ○ 病状等により実技が困難であることが予想される場合に、実技の内容を調整する。 	

①-2 教育方法

観点	内容	具体例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合には、ICT機器等を活用して、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を充実させる。 ○ 友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したりリアルタイムのコミュニケーションなどの工夫をする。 ○ インターネット等を活用した疑似体験等の機会を図る。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。 ○ 体験的な活動を通して概念形成を図る。 ○ 視聴覚教材等の活用を図り、学習の空白を補う。 ○ 物に直接接触れるときは、ビニール手袋を着用することなど、感染症対策を考慮した指導を行う。 ○ テレビ会議システム等を活用した取組等により、集団による学習の機会を確保する。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。 ○ 治療過程での学習可能な時期を把握し、健康状態や心理状態に応じた指導を行う。 ○ 医療機関と連携し、アレルギーの原因となる物質の除去等を行い、活動する際の心理的不安の軽減を図る。 	

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急な病状の変化に対応する校内体制を整える。 ○ 主治医や保護者と連携し、日々の体調を把握し、その情報に基づいて適切な支援を行う。 ○ 緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築を図る。 ○ 医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。 	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子ども、教職員、保護者の理解促進に努める。 ○ ペースメーカー使用者の運動制限など、外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援について理解を促進するための研修や授業等を行う。 ○ 心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等を図るための研修や授業を実施する。 	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関への搬送や医療機関からの必要な支援を受けられるようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。 ○ 病院に搬送した場合の対応方法や連絡方法等の具体的な手だてをフローチャートにする。 ○ 急いで避難することが困難な子どもへの支援について、主治医や保護者と連携し、校内体制を整える。 	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心臓病等のため、階段を使用しての移動が困難な場合等に対応できる施設・設備を整備する。 ○ 本人の特性に応じてプライバシーに配慮された空間を確保し、医療上の処置が実施できるようにする。 ○ スロープや手すり、開き戸や自動ドア、エレベータ、障害者用トイレの設置等を行う。 	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。 ○ 紫外線カットフィルムを教室や廊下の窓に貼付する。 ○ 落ち着いて相談できる施設を整備する。 ○ 精神状態が不安定なときに落ち着ける空間等を確保する。 	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等発生時、病気のために迅速に避難できない子どもの避難経路を確保する。 ○ 災害等発生後の非常時に備えて、薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備えて手動で使える機器等も整備する。 	

障害種別の具体例 [言語障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 話すことに自信をもち、積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。 ○ 一斉指導における個別的な発音の指導を行う。 ○ 個別指導による音読や九九の発音等の指導を行う。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書の音読や音楽の合唱等において、個別的な指導を実施する。 ○ 書くことによる代替を認めるようにする。 ○ 構音指導を意識した教科指導等を行う。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発音が不明瞭な場合には、代替手段(筆談やICT機器等)によるコミュニケーションを行う。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発音の不明瞭さ等による自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保する。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 構音障害や吃音等の子どもに対する余暇支援の情報を、保護者や本人に提供し、交流の機会を確保する。 ○ 言語障害のある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う。 	

参考5 学校における「合理的配慮」の観点 (チェックリスト)

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	○ 身体障害者協会等との連携による理解促進のための学習会や子どものための交流会を設定し、専門的な見地に基づくサポートを得やすくする。 ○ 教職員が教材や指導法等に係る専門的な助言を必要に応じて得られるよう特別支援学校のセンター的機能や専門機関等との日常的な連携を図り、適切な合理的配慮の提供につなげる。	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	○ 外見からは判断しづらい障害であることから、周囲の子ども、教職員、保護者に対してその障害特性や本人が感じている苦しさや不安について理解促進を図る。	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	○ 本人によるやりとりが難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法(筆談や絵カードなど)を取り入れた避難訓練に取り組む。	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	○ 必要に応じて、写真を活用した品名カードや管理表を作成し、委員会活動等で使用する際の物品の管理について主体的に取り組めるようにする。	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	○ 必要に応じて、発音等の個別指導ができる空間を確保する。	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	○ 施設・設備については基本的には他の子どもと共通の配慮を要する。	

障害種別の具体例 [自閉症・情緒障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会に出て生活する上で必要となるコミュニケーション能力やマナーが身に付くように、自立活動の指導に「北九州市子どもつながりプログラム(北九州市対人スキルアッププログラム)」を位置付け、指導する。 ○ 動作等を通じて体験的に意味を理解できるようにする。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合には、学習内容の変更・調整を行う。 ○ 教科の学習において、本人の特性と学習内容に応じて授業時間数の調整を行い、基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る。 ○ 必要に応じて個別の年間指導計画に基づいた教育課程を編成し、自立活動の時間を十分に確保する。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊張や不安の緩和につながるよう、周囲の環境などに配慮する。 ○ 写真や図面、模型、実物等を活用して情報を伝達する。 ○ 細かな制作作業等の際には、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。 ○ 理科の学習において実験・観察を行う際には、先に動画を見せて視覚的な情報を与え、見通しをもてるようにする。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。 ○ 活動予定表などを活用し、学習活動の順序を分かりやすく示す。 ○ 公共の施設の利用に関するマナーや振る舞い方等を学ぶために、実際に施設を利用する校外学習の機会を設け、体験できるようにする。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等に応じた指導を行う。 ○ 長期休業中に、学期初めの不安を軽減するための「プレ登校週間」を設け、登校に向けた生活リズムを整えられるようにする。 	

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指 導體制の整備	関係機関等との連携の 強化や専門性に基つい た指導體制の充実によ り、多面的な支援につ なげる。	○ 感情などの急な変化に対応しうる校内体制を整える。 ○ 主治医や保護者と連携し、心理的な状態や体調の変 化などを把握し、その情報に基づいて適切な支援を行 う。 ○ 緊急の対応が必要な場合の教職員による支援体制の 構築を図る。 ○ 心理的ケア等が必要な場合には、専門家の派遣や特 別支援学校のセンター的機能を活用する。	
【②-2】 子ども、教職員、 保護者、地域の 理解促進を図る ための配慮	保護者、市民、周囲の 子どもなどの理解促進 を図ることにより、自己 有用感の高まり等につ なげる。	○ 他者からの働きかけを適切に受け止められない、ある いは意図を正しく理解することが苦手な場合があること 等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解 促進を図る。	
【②-3】 災害時等の支援 体制の整備	災害時を想定した合理 的配慮の在り方につい て体制を整える。	○ 災害時に極度の心理的な混乱状態に陥ることを想定 し、支援体制を整備する。 ○ 災害時の緊急体制について、子どもに分かるような資 料や動画などを用いて十分に説明し、不安の軽減を図 る。 ○ 心理的な不安を和らげるため、本人の好きな動物のぬ いぐるみなどを用意しておく。	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリ アフリー化	計画的にバリアフリー 化を推進することによ り、合理的配慮の提供 につなげる。	○ 安心して主体的な移動ができるように、特別教室への 動線などを分かりやすくする。 ○ 道具を片付ける場所にその名前や道具のイラストを提 示するようにし、さらに片付けられた状態を写真等で示 して整頓された状態が理解できるようにする。	
【③-2】 発達、障害の状 態及び特性等に 応じた指導がで きる施設・設備 の配慮	必要な教育機器等の導 入や施設の整備等によ り、合理的配慮の提供 につなげる。	○ 安全性を確保した校内環境を整備し、衝動的な行動で 怪我などをしないよう配慮する。 ○ 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のた めの場所を確保する。 ○ 窓の下半分にスモークスクリーンを貼る、ダンボール で区切るなどして明るさやちらつきによる刺激を制限す る。	
【③-3】 災害時等への対 応に必要な施設 ・設備の配慮	障害の状態等に応じた 施設・設備を整備し、災 害時等に備える。	○ 災害等発生後における環境の変化に適応できないこと による心理状態を想定し、外部からの刺激を可能な限り 制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。 ○ 災害発生時の心理的な安定を図るため、家庭の協力を 得て本人の気持ちの安定につながるものを学校に置 いておく(好きな動物のぬいぐるみ、家族の写真など)。	

障害種別の具体例 [学習障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ チョークの色を使い分ける、プリントの書体に配慮するなど、文字の形を見分けることができるようにする。 ○ ICT機器の活用を図る。 ○ 口頭試問や学習成果物等、評価の際の配慮を行う。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題の量を調整する、穴埋め式のワークシートを利用するなど、書字量を調整する。 ○ 習熟のための時間を別に設定する。 ○ 学習内容に軽重をつける。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文章を読みやすくするため、体裁やフォントなどを変えてみる。 ○ 拡大文字を使用したり、振り仮名をつけたりする。 ○ ICT機器等の読み上げ機能を活用する、聴覚情報を併用して伝える等の工夫を行う。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体を大きく使った活動や様々な感覚を同時に使った活動などにより、体験的な学習の機会を増やす。 ○ 活動内容を分かりやすく、簡潔に説明して、見通しをもちながら安心して学習活動に参加できるようにする。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。 ○ 文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長を図る。 ○ 必要な学習活動には重点的な時間配分を行う。 	

参考5 学校における「合理的配慮」の観点 (チェックリスト)

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指導体制の整備	関係機関等との連携の強化や専門性に基づいた指導体制の充実により、多面的な支援につなげる。	○ 専門医・専門家等との連携を図り、専門的な見地に基づいた適切な支援につなげる。 ○ 小・中学校の通常の学級では、特別支援教育相談センターの巡回相談・教育相談、特別支援学校のセンター的機能を活用し、日常的な指導・支援に生かす。	
【②-2】 子ども、教職員、保護者、地域の理解促進を図るための配慮	保護者、市民、周囲の子どもなどの理解促進を図ることにより、自己有用感の高まり等につなげる。	○ 通常の学級の全ての学年で、感じ方や学び方による苦手さの違いに関する理解促進の授業を行う。 ○ 保護者と関係職員が話し合う機会や情報交換の場を設け、共通理解を図る。 ○ 通信等を活用して、計画的かつ継続的に周囲の子ども、教職員、保護者、市民の理解促進を図る。	
【②-3】 災害時等の支援体制の整備	災害時を想定した合理的配慮の在り方について体制を整える。	○ 指示を理解しやすくするために、写真や図、実物等を一緒に提示するようにし、不安の軽減を図る。	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリアフリー化	計画的にバリアフリー化を推進することにより、合理的配慮の提供につなげる。	○ 文字情報だけで理解することが難しい場合には、イラストも併用する。	
【③-2】 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	必要な教育機器等の導入や施設の整備等により、合理的配慮の提供につなげる。	○ 不要な情報を隠すなど、必要な情報が確実に入ってくるような校内環境を整備する(余分なものを覆うカーテンを設置するなど)。 ○ 視覚的に分かりやすい表示等の工夫をする。	
【③-3】 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	障害の状態等に応じた施設・設備を整備し、災害時等に備える。	○ 災害等発生後における環境の変化に適應できないことによる心理状態を想定し、外部からの刺激を可能な限り制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。	

障害種別の具体例 [注意欠陥多動性障害]

<観点① 教育内容・方法>

①-1 教育内容

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-1-1】 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けるための配慮を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 途中で忘れないようにチェックリストを作る、補完するため手段を検討するなどの工夫を行う。 ○ 自分の言動を動画やメモにより振り返るなど、自分を客観視する方法を身に付けられるよう指導する。 ○ 図画工作科や家庭科の調理実習等の際、手順表を作成し、机の上に貼って工程が終わるごとにチェックして次に進めるようにする。 	
【①-1-2】 学習内容の変更・調整	一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計算問題や漢字の書き取りなどをプリントで学習する際、半分に折って本人に見える問題数を減らすなど、学習内容を分割し、適切な量に調整する。 ○ 本人の好きなことや得意なものを生かし、学習への集中を持続できるようにする。 	

①-2 教育方法

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【①-2-1】 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材の活用について配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示物を精選し、整理・整頓を図る。 ○ 指示する際は、子どもと視線を合わせるようにする。 ○ メモ等の視覚情報を活用する。 ○ 静かで集中できる環境づくりを行う。 	
【①-2-2】 学習機会や体験の確保	学習機会や体験を確保する方法を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好きなものと関連付けるなど、興味・関心をもてるように学習活動の導入を工夫する。 ○ 危険防止策を講じた上で、本人が直接参加できる体験学習の機会を確保する。 ○ 校外学習に行く前に、パンフレットや動画を見せる等、見通しをもって取り組めるようにする。 ○ 安全面への配慮から、状況によっては出口につながるドアや階段付近は見学のルートから外すようにする。 	
【①-2-3】 心理面・健康面の配慮	交流の機会の確保や心理的不安の解消に向けた配慮等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気作りを心がけ、困ったときに相談できる人や場所を確保する。 ○ 成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。 ○ 活動のために十分な時間を確保する。 ○ 棚等を準備し、物品の整理・整頓や管理が主体的にできるようにする。 ○ 感情のコントロール方法を指導する。 	

<観点② 支援体制>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【②-1】 専門性のある指 導体制の整備	関係機関等との連携の強 化や専門性に基づいた 指導體制の充実により、 多面的な支援につなげ る。	○ 感情などの急な変化に対応しうる校内体制を整え る。 ○ 主治医や保護者と連携し、心理的な状態や体調の変 化などを把握し、その情報に基づく適切な支援を行う。 ○ 緊急の対応が必要な場合の教職員による支援体制 の構築を図る。 ○ 心理的ケア等が必要な場合には、専門家の派遣や 特別支援学校のセンター的機能を活用する。	
【②-2】 子ども、教職員、 保護者、地域の 理解促進を図る ための配慮	保護者、市民、周囲の子 どもなどの理解促進を図 ることにより、自己有用感 の高まり等につなげる。	○ 本人が問題行動を取ってしまった場合には、本人な りの理由を周囲に伝え、理解を図る。本人にも、そのよ うな行動がなぜ問題なのかをロールプレイング等によ り指導する。 ○ 危険な行動等の制止・防止の方策等について、教職 員間で十分に理解しておく。 ○ 本人が感じている苦手さや不安について、周囲の子 ども、教職員、保護者への理解促進を図り、必要な支 援を得やすくする。	
【②-3】 災害時等の支援 体制の整備	災害時を想定した合理的 配慮の在り方について体 制を整える。	○ 落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向 を踏まえた避難訓練に取り組む。 ○ 行動を過度に規制しない範囲で見守り、パニックの 予防を図る。 ○ 避難の手順をあらかじめ伝え、個別に避難経路を確 認するなど、落ち着いて避難できるよう指導する。	

<観点③ 施設・設備>

観 点	内 容	具 体 例	チェック
【③-1】 校内環境のバリ アフリー化	計画的にバリアフリー化 を推進することにより、合 理的配慮の提供につな げる。	○ 移動や活動の際の安全を確保できるよう、校内の危 険箇所を本人や保護者と確認し、目印の大きさや手す りの位置を本人に合わせて整える。 ○ 主体的に移動できるように、特別教室への動線など を分かりやすくする。 ○ 道具を片付ける場所にその名前や道具のイラストを 提示する。また、整頓された状態を写真などで示し、片 付けられるようにする。	
【③-2】 発達、障害の状 態及び特性等に 応じた指導がで きる施設・設備 の配慮	必要な教育機器等の導 入や施設の整備等によ り、合理的配慮の提供に つなげる。	○ 不要な情報を隠すなど、必要な情報が確実に入っ てくるような校内環境を整備する(余分なものを覆うカー テンを設置するなど)。 ○ 安全性を確保した校内環境を整備し、衝動的な行動 で怪我などをしないよう配慮する。 ○ 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等の ための場所を確保する。	
【③-3】 災害時等への対 応に必要な施設 ・設備の配慮	障害の状態等に応じた施 設・設備を整備し、災害時 等に備える。	○ 落ち着きを取り戻すために必要な静かな小空間等を 確保する。	

参考6 インクルDBの活用 国立特別支援教育総合研究所資料

国立特別支援教育総合研究所のホームページには、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例に関する検索するデータベース（インクルDB）やインクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報が掲載されています。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（N I S E）

インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

インクルDB

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（N I S E）
インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

トップページ | 実践事例データベース | 基礎情報 | Q & A | その他関連情報

インクルDBについて

本サイトには、さまざまなコンテンツがあります。

【合理的配慮実践事例データベース】
 文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について掲載するシステム（データベース）です。

【関連情報】
 インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報も掲載しています。

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。これを受けて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載したインクルーシブ教育システム構築支援データベース（略称：インクルDB）を文部科学省の協力を得て、平成25年11月に開設しました。そして、平成26年7月には、新たなコンテンツとして「『合理的配慮』実践事例データベース」を開設しました。

インクルDBは、教育の関係者に向けた理解啓発や具体的なインクルーシブ教育システム構築支援に関する情報を提供することを目的としています。

リンクのお願い

国立特別支援教育総合研究所では、より多くの方々にインクルDBをご利用いただくため、リンクの設定をお願いしております。なお、リンクを設定する際は、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベースへのリンクである旨を明記してください。
 リンク先URL <http://inclusive.nise.go.jp/>

コンテンツの紹介

「合理的配慮」実践事例データベース

文部科学省では、平成25年度から、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施しています。本研究所では、このモデル事業で得られた事例についてデータベース化を行い、平成26年7月よりWeb上への公表を開始しました。事例については順次、追加掲載を行い、充実を図っています。

関連情報

- 1. インクルーシブ教育システムに関する基礎的情報**
 - (1) 障害者の権利に関する条約への対応（これまでの経緯）
 - (2) 関連する法令・施策
 - (3) 関係用語の解説
- 2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A**
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 学校・地方公共団体向け
 - (3) 保護者向け
- 3. その他**
 - (1) 障害のある子供の就学に関する手続き
 - (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業成果報告書（概要）
 - (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
 - (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
 - (5) 経外国における障害のある子供の教育に関する情報
 - (6) 文部科学省による実施事業の情報

出典：インクルDBリーフレット

参考7 災害時障害者サポートマニュアル

災害時障害者サポートマニュアルは、「障害者を支援する側が障害者の障害種別に対応した支援方法を理解し、避難所運営と避難誘導行動を円滑に行えるようにすること」を目的に、北九州市保健福祉局により発行されました。

「障害のある人をサポートするときの基本的な心得」や「状況に応じた自演の方法」、「障害種別に応じた支援の方法」の他、災害情報や防災情報の入手に役立つツールなどの参考情報が掲載されています。

このマニュアルは北九州市のホームページに掲載されています。

北九州市 保健福祉局 <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/ho-shougai.html>



おわりに

障害を理由とする差別を解消していくためには、教職員一人一人が、率先して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨や障害に対する理解を深め、それぞれの学校・園において適切な配慮を提供していくことが不可欠です。

本ガイドラインを参考に、障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒及び保護者、関係者等が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくりの実現を目指して、差別の解消に向けた取組を積極的に進めて頂きますようお願いいたします。